



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

消費税増税前の事前準備 ～ 最終回 ～



いよいよ10月1日より消費税は10%に増税され 軽減税率制度の導入がスタートいたします

既に様々なご準備が行われていると思いますが、消費税特集最終回は、10月以降実際に区分して記帳される際、10%なのか8%軽減税率なのか判断に迷うような事例を取り上げましたのでご参考ください。

食 品				そ の 他	
8 %	1 0 %	8 %	1 0 %	8 %	1 0 %
飲料(ホテル客室冷蔵庫)	飲料(ルームサービス)	配達(お弁当)	配達(業者が配達先で盛付)	新聞(定期購読)	新聞(コンビニ購入)
みりん風調味料	本みりん	ミネラルウォーター	水道水	新聞(紙面)	新聞(ネット購読)(※3)
菓子(酒入)	酒	氷(食用)	氷(保冷用)・ドライアイス	種(食用)	種(栽培用)
人参(人用)	人参(家畜用)	列車飲食(ワゴン販売)	列車飲食(列車内食堂)	重層(食品添加物)	重層(掃除用)
食品(店頭購入)	食品(カタログギフト)	給食(福祉・小学校等)(※1)	社食、学食(大学等)	容器(食品に付帯)	容器(梱包・包装)
オロナミンC	リポビタンD	惣菜と酒(セットで割引)(※2)	惣菜と酒(セット価格)	保冷剤(サービス)	保冷剤(別料金)

(※1) 福祉施設：一定の料金まで対象となります。学校：義務教育施設に限られます。

(※2) 別々で販売している惣菜と酒をセット購入で割引になる場合は軽減税率対象、割引額も合理的に按分できます。(軽減通達15)

(※3) 電気通信回路を介した役務の提供に該当し「新聞の譲渡」ではない。

この他にも、飲食料品に該当する販売奨励金、輸入品は8%対象となりますが、消費期限切れの食品を家畜用に販売した場合は10%になります。

出典：国税庁『消費税の軽減税率に関するQ&A』



暫くは旧税率(8%)と新税率(10%・軽減税率8%)が混在します。9月と10月にまたがる取引や請求書は、適用税率をよくご確認ください。

① 10月最初の請求書の内容に注意

- (1) 締め日が20日：9/21～10/20の請求書には複数税率が混在しています。
- (2) カードの請求明細書：カード明細には税率の記載がない為、領収書と突合が必要です。
- (3) 10/1をまたぐ取引：3/31以前の請負契約による完成・引渡し(経過措置)の処理に注意が必要。定期券は支払日によります。水道光熱費は10/31までの検針票により料金が確定するものがあります。通信販売は商品到着日が基準となる場合が多く見受けられます。各書類記載の税率に注意が必要です。

② 10月1日以後の返品・値引き・貸倒れの処理に注意

- (1) 9/30以前に販売された商品の返品は8%です。返品請求書にも税率を区分して明記が必要です。同様に貸倒れになった場合は販売時点の税率を適用してください。
- (2) 仕入先への返品：仕入先へ返品の場合も、9/30以前の仕入れについては旧税率8%で処理します。仕入れ先からの請求書や納品書を確認し、返品する商品の税率に誤りがないかをご確認ください。

出典：TKC月刊誌『事務所通信』

☆「準備編」は一先ず終了いたしますが、今後も消費税について必要な情報お知らせしていきます。

認知症って？

「認知症」ってどんな病気？ 記憶や判断力の障害により、生活に支障をきたす状態

「認知症」とは老いともなう病気の一つです。さまざまな原因で脳の細胞が死ぬ、または働きが悪くなることによって、記憶・判断力の障害などが起こり、意識障害はないものの社会生活や対人関係に支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）をいいます。

我が国では高齢化の進展とともに、認知症の人数も増加しています。65歳以上の高齢者では平成24年度の時点で、7人に1人程度とされています。なお、認知症の前段階と考えられているMCI（※1）の人も加えると4人に1人の割合となりますが、MCIの方がすべて認知症になるわけではありません（下図参照）。また、年齢を重ねるほど発症する可能性が高まり、今後も認知症の人は増え続けると予想されています（※2）。

※1：MCI=Mild Cognitive Impairment

正常と認知症の間ともいえる状態のことだが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない。MCIのうち年間で10%～15%が認知症に移行するとされている。

※2：出典『都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応』
（平成25年3月・浅田隆）

65歳以上の高齢者における認知症の現状
（平成24年時点の推計値）



資料：厚生労働省

年をとればだれでも、思い出したいことがすぐに思い出せなかったり、新しいことを覚えるのが困難になったりしますが、「認知症」は、このような「加齢によるもの忘れ」とは違います。

例えば、体験したこと自体を忘れてしまったり、もの忘れの自覚がなかったりする場合は、認知症の可能性があります。



「加齢によるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」の違い（一例）

	加齢によるもの忘れ	認知症によるもの忘れ
体験したこと	一部を忘れる 例) 朝ごはんのメニュー	すべてを忘れている 例) 朝ごはんを食べたこと自体
もの忘れの自覚	ある	ない
探し物に対して	(自分で) 努力して見つけようとする	誰かが盗ったなどと、他人のせいにあること がある
日常生活への支障	ない	ある
症状の進行	極めて徐々にしか進行しない	進行する

(斉藤直人)

税金・会計 Q&A



相続のとき、どのぐらいの財産を相続できる？

1. 法定相続分

相続人が複数いる場合は、財産や債務を相続人の間で分けなければなりません。

遺言書があればその内容が優先されますが、そうでなければ、「法定相続」といって、法律で定められたとおり、分ける必要があります。

	配偶者相続人	血族相続人
配偶者と子ども	1 / 2	1 / 2
配偶者と直系尊属	2 / 3	1 / 3
配偶者と兄弟姉妹	3 / 4	1 / 4



2. 法定相続以外のケース

- ・遺言書：遺言書に分け方が指定してある。
- ・分割協議書：相続人全員の合意が必要。

※相続人は、上記の他、債務を財産の部分だけ引き取る「限定承認」や「相続放棄」を選択することもできます。



相続財産の評価方法は？

相続税の計算のもとになる、相続財産の評価額は、税法等で財産の種類ごとに評価額の決め方を定めています。

1. 土地の評価

- ・市街地的形態を形成する地域（市街地の宅地等）
路線価方式：路線価をもとに一定の計算を行う。
- ・上記以外の地域
倍率方式：「固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて算出。



2. 上場株式の評価

上場株式は、その株式が上場されている金融商品取引所が公表する課税時期（相続又は遺贈の場合は被相続人の死亡の日、贈与の場合は贈与により財産を取得した日）の最終価格によって評価します。

ただし、課税時期の最終価格が、次の三つの価額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価します。

- ・課税時期の月の毎日の最終価格の平均額
- ・課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額
- ・課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額



（橋本健治）

法人向け定期保険等の取扱いについて

2019年6月28日付で法人税基本通達が発遣され、法人向け定期保険の税務取扱が改正されました。この改正により、適用日以後の契約に係る経理処理に影響が生じます。

【対象となる保険】

- ・定期保険（長期平準定期保険・通増定期保険等）
- ・第三分野保険（がん保険等）



① 定期保険または第三分野保険（最高解約返戻率50%超の定期保険等）

支払保険料について損金算入割合が変更され、一部を資産計上することが原則となります。

【適用開始】2019年7月8日以後契約分より

最高解約返戻率	支払保険料の損金算入割合
50%以下	全額損金
50%超 70%以下	3/5損金
70%超 85%以下	2/5損金
85%超	当初10年：100%－（最高解約返戻率×90%）
	11年目～：100%－（最高解約返戻率×70%）

② 短期払のがん保険等（解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険）

年間の支払保険料が30万円以下であれば損金算入が認められます。これについては一被保険者ごと、該当する全契約の通算で判断することとなります。

【適用開始】2019年10月8日以後契約分より

なお①②いずれも適用日以前の契約については、改正前の取扱いが適用されます。

（北原隆幸）

職員コラム ～ 柳澤会計に入所して ～ 橋本健治

ここ数ヶ月の新入社員の社員コラムを読んでいて、私も「柳澤会計に入所して」というテーマで考えてみました。

私は1994年4月に柳澤公認会計士事務所に入社しました。その後、法人化に伴い、税理士法人柳澤会計に移籍し、今に至っています。現代では死語となりましたが、「OAコンサルタント」の募集に惹かれて入社し、会計・税務とSE（システムエンジニア）の2つの仕事を兼務してキャリアを積んできました。

今の自分があるのは、「周囲の人のおかげ」だと思います。職場の仲間、家族、地域の方々、そして一番は、顧問先のみなさんです。若い頃はお叱りを受ける



こともありましたが、皆さまからの温かい叱咤激励をいただき、育てて頂きましたことは本当に感謝できません。これからはその感謝を下の世代に返していきたいと思っています。

柳澤が柳澤会計を開業したのが1980年9月1日ですので、柳澤会計は2020年に40周年という節目の年を迎えます。より一層、精進して周囲の全ての方々にとって、なくてはならない会社を作っていきたいと思っています。これからもどうぞよろしくお願いいたします！

